

令和3年3月2日提出

今治市議会臨時会（第1回）報告

今治市議会臨時会（第1回）報告目次

報告 番号	件名	ページ
1	専決処分について	1
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	3
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	5
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	7
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	9
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	11
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	13
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	15

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月14日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和2年10月25日午後3時30分頃、市道宮窪余所国線（今治市宮窪町宮窪5523番4地先）において、相手方所有の乗用自動車が行中、同市道の陥没箇所に右側車輪を落とし、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 74,420円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月17日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和2年10月2日午後2時55分頃、本市リサイクル推進課職員が運転する市有貨物自動車が、市道桜井団地登畑線（今治市桜井団地四丁目7番3地先）を直進していたところ、停車していた相手方所有の糞尿車と接触し、同車両を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 282,590円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月21日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和2年11月2日午前8時10分頃、今治港に入港していた第二せきぜんの車両甲板において、本市関前支所住民サービス課職員が積み込んだ市有貨物自動車のパーキングブレーキをかけ忘れていたため、下船準備で車止めを撤去した際、前方に止めていた相手方所有の乗用自動車に接触し、同車両を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 295,900円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月6日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略

- 2 事故の概要 令和2年10月21日午前10時30分頃、本市リサイクル推進課職員が運転する市有貨物自動車、市道大正通線と市道元町通線との交差点（今治市大正町三丁目6番3地先）において、左方向から直進してきた相手方所有の貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損した。

- 3 損害賠償額 支払額 405,000円
受取額 20,814円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月15日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和2年10月29日午後1時26分頃、駐車場（今治市中浜町二丁目1番25）において、本市中央消防署職員が運転する市有ポンプ車が駐車のため後退したところ、相手方所有の建物の外壁に接触し、同外壁を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 430,000円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月28日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和2年12月26日午前10時頃、星浦米山15号線農道（今治市大西町星浦甲388番1地先）において、相手方所有の貨物自動車が行中、同農道の崩落により落下したため、同車両が破損し、相手方が負傷した。
- 3 損害賠償額 物的損害に対する支払額 591,729円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月8日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和2年12月14日午前9時20分頃、今治市常盤町二丁目2番1地先において、本市リサイクル推進課職員が運転する市有貨物自動車は道路標識と接触し、同標識を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 44,000円